

『地方公共団体の財政の健全化
に関する法律』に基づく健全化
判断比率・経営健全化比率の公
表について

平成 22 年 10 月

今治市財務部財政課

第 1. はじめに

平成 19 年 6 月 22 日に新しい地方公共団体の財政再建方法を規定した『地方公共団体の財政の健全化に関する法律（健全化法）』が公布されました。

この法律成立以前の地方公共団体の財政再建は、1955 年に公布された『地方財政再建促進特別措置法（再建法）』を準用したもので、赤字を生じた地方公共団体が自ら申し出て財政再建計画を策定し、これに総務大臣の同意を得ることにより計画的な財政再建を行うものでした。よって、再建法による財政再建をするかしないかは、あくまで地方公共団体の自主性に委ねられており、また、標準財政規模に対する赤字の比率が市町村で 20%以上となるものについては、再建法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できないなどとされていたものの、①早期是正・再生という観点からの分かりやすい財政情報の開示や正確性を担保する手段が不十分であること、②再建団体とならなければ建設事業債が制限されるという基準しかなく、それ以前に早期是正を行うという機能がないこと、③普通会計を中心にした収支（フロー指標）の指標のみで、ストック（負債等）の財政状況に課題があっても対象とならないこと、④公営企業にも早期是正機能がないこと、等の点が課題として指摘されていました。

そこで、これらの課題を克服すべく、①財政状況が健全な段階から、フロー・ストックの財政指標を整備し、これを毎年度監査委員の審査に付し議会に報告し公表することを義務化して、情報開示の徹底の仕組みを設けること、②財政指標が一定程度悪化すれば、自主的な改善努力が義務付けられる財政の早期健全化の段階に移行すること、③さらに財政状況が悪化した場合には、国等の関与による確実な財政の再生を図る財政の再生の段階へ移行すること、④公営企業についても、従来の地方公営企業法の再建制度に替え、公営企業の経営の健全化のスキームを設けて、財政の早期健全化に準じた取組みを行うこと、という構成を持った『地方公共団体の財政の健全化に関する法律（健全化法）』が整備されました。

第2. 健全化判断比率・経営健全化比率

健全化法では、地方公共団体の財政指標として四つの指標（健全化判断比率）を規定し、また、公営企業の経営状況の指標として経営健全化比率を規定し、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかにこれらの指標の算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ公表しなければならない、とされています。さらには、市区町村の場合は、それらの指標を都道府県知事に報告し、報告を受けた知事は総務大臣にその概要を報告すること、報告を受けた都道府県知事や総務大臣はその概要をとりまとめ公表することとされており、全国的な状況の把握と他団体との比較可能性が確保されるものとなっています。

1. 健全化判断比率

健全化判断比率には「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の四つの指標があります。そのうちいずれかの比率が早期健全化基準以上となった場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣、都道府県知事への報告が義務付けられ、加えて毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することとなっています。

また、四つの指標のうち「将来負担比率」を除く三つの指標は「再生判断比率」と呼ばれ、そのいずれかが財政再生基準を超えた場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することとなっています。さらには、財政再生計画が総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととされている一方、総務大臣の許可を受けて、収支不足額を振り替えるため、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起すことができることとなっています。

その他、健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準以上となった場合には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないこととなっています。

(1) 実質赤字比率

(算式)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち公営事業会計以外のものにおける実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する比率のことです。実質赤字とは、歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額（＝繰上充用額）のほか、実質上の歳入不足のため、支払いを翌年度に繰り延べた額（＝支払繰延額）と事業を繰り越した額（＝事業繰越額）の合計額のことです。

実質赤字比率にかかる早期健全化基準、財政再生基準は次表のようになっています。

自治体規模	早期健全化基準(α値)	平成21年度 今治市の基準(α値)	財政再生基準(β値)
政令市・標準財政規模500億円以上の市	11.25%	11.32%	20%
標準財政規模500～200億円の市	11.25～12.5% = (25A + 1,000 億) / 240A		
標準財政規模200～50億円の市町村	12.5～15% = (7A + 100 億) / 60A		
標準財政規模50億円未満の市町村	15% = (20 + 10) / 2		
道府県	3.75%		5%
東京都	5%		8%程度

Aは、それぞれの団体の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）

（２） 連結実質赤字比率

（算式）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

連結実質赤字比率とは、当該地方公共団体の一般会計等の会計のみならず、公営事業に係る特別会計を含めた、当該団体の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率のことです。なお、公営企業の場合の実質赤字額は、資金不足額で表されます。

「資金不足額」

法適用企業の場合

(流動負債－流動資産)－解消可能資金不足額

法非適用企業の場合

(実質赤字額＋支払繰延・事業繰越)－解消可能資金不足額

連結実質赤字比率にかかる早期健全化基準、財政再生基準は次表のようになっています。

自治体規模	早期健全化基準(α値)	平成21年度 今治市の基準(α値)	財政再生基準(β値)
政令市・標準財政規模 500 億円以上の市	16.25% (実質赤字比率基準＋5%)	16.32%	30% (実質赤字比率基準 ＋10%) 08・09年度 40% 10年度 35%
標準財政規模 500～200億円の市	16.25～17.5% (実質赤字比率基準＋5%)		
標準財政規模 200～50億円の市町村	17.5～20% (実質赤字比率基準＋5%)		
標準財政規模 50億円未満の市町村	20% (実質赤字比率基準＋5%)		
道府県	8.75% (実質赤字比率基準＋5%)	18%程度 (実質赤字比率基準 ＋10%) 08・09年度 28% 10年度 23%	
東京都	10%強 (実質赤字比率基準＋5%)		

(3) 実質公債費比率

(算式)

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期限を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合、地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率のことです。

実質公債費比率にかかる早期健全化基準、財政再生基準は次表のようになっています。

自治体規模	早期健全化基準(α値)	財政再生基準(β値)
市町村	25%	35%
都道府県	25%	35%

(4) 将来負担比率

(算式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係る）

- るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第 241 条の基金

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、ストックの指標と呼ばれています。

将来負担比率にかかる早期健全化基準は次表のようになっています。

自治体規模	早期健全化基準(α 値)
市町村	350%
政令市・都道府県	400%

2. 経営健全化比率

公営企業の経営健全化比率は、「資金不足比率」で表され、その比率が経営健全化基準以上となった場合には、当該公営企業について議会の議決を経て、経営健全化計画を定め、速やかに公表し、また毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することとされています。また、健全化判断比率と同様に、経営健全化基準以上となった場合には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないこととなっています。なお資金不足比率の経営健全化基準は 20%となっています。

(1) 資金不足比率

(算式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額：資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費以外の経費に財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費以外の経費に財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額
- 事業の規模：事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

第3. 今治市の平成21年度決算に係る健全化判断比率

今治市の平成21年度決算に係る健全化判断比率は次のようになっています。どの比率も早期健全化基準を超えるものではありません。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	15.7	106.5
(11.32)	(16.32)	(25.0)	(350.0)

() 内は早期健全化基準

1. 実質赤字比率

実質赤字比率の算定となる会計及びそれぞれの決算状況は次表のとおりです。実質赤字は生じてないため、実質赤字比率は「—」(実質赤字なし) となります。

一般会計等に係る実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度へ繰越 すべき財源 (C)	実質収支額 (A) - (B) - (C)
一般会計	76,868,544	70,876,893	494,164	5,497,487
用地取得特別会計	700,000	1,219,767	0	△519,767
有線テレビ放送事業特別会計	124,343	114,433	0	9,910
墓園事業特別会計	113,418	121,968	0	△8,550
港湾事業特別会計	1,182,406	2,502,635	9,200	△1,329,429
一般会計等合計(A)	78,988,711	74,835,696	503,364	3,649,651
標準財政規模(B)				46,195,968
(A)/(B) (%)				7.90
実質赤字比率(%)				—

※ 歳入及び歳出はそれぞれの会計の重複額を控除した純計による。また、支払繰延額及び事業繰越額はそれぞれの会計で皆無であるため、記載を省略している。

2. 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率の算定となる会計及びそれぞれの決算状況は次表のとおりです。全会計合計で連結実質赤字は生じてないため、連結実質赤字比率は「—」（連結実質赤字なし）となります。

全会計に係る実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度へ繰越 すべき財源 (C)	実質収支額 (A) - (B) - (C)
一般会計等	78,988,711	74,835,696	503,364	3,649,651
水道事業会計	2,167,363	554,471	—	1,612,892
工業用水道事業会計	86,382	6,476	—	79,906
船舶交通特別会計	164,247	164,247	0	0
簡易水道事業特別会計	274,963	274,905	0	58
地方卸売市場特別会計	69,738	64,876	0	4,862
鉱泉供給事業特別会計	23,417	16,588	0	6,829
下水道事業特別会計	8,402,708	8,370,778	31,800	130
小規模下水道特別会計	1,723,265	1,718,126	5,000	139
駐車場特別会計	28,628	23,809	0	4,819
国民健康保険特別会計	21,556,321	20,085,472	0	1,470,849
老人保健特別会計	61,053	25,853	0	35,200
介護保険特別会計	14,059,555	13,919,491	0	140,064
介護予防支援事業特別会計	81,719	70,438	0	11,281
後期高齢者医療特別会計	1,785,369	1,747,176	0	38,193
全会計等合計(A)				7,054,873
標準財政規模(B)				46,195,968
(A)/(B) (%)				15.27
連結実質赤字比率(%)				—

※ 法適用の水道事業会計及び工業用水道事業会計の歳入総額、歳出総額は、それぞれ流動資産額、流動負債額である。また、支払繰延額及び事業繰越額はそれぞれの会計で皆無であるため、記載を省略している。

3. 実質公債費比率

実質公債費比率の状況は、次表のとおりです。

平成 19 年度、20 年度、21 年度の 3 か年平均で、15.7%となり、早期健全化基準 25.0%の基準内となっています。

実質公債費比率の状況

(単位：千円)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	3 か年平均
公債費充当一般財源充当額 (A)		10,497,261	9,985,767	9,892,018	
準 元 利 償 還 金	満期一括償還地方債の 1 年当たりの元金償還金に相当するもの	0	0	0	
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	3,117,157	2,986,100	3,044,208	
	組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの	0	0	0	
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	85,284	68,319	444,409	
	一時借入金の利子	0	0	0	
	小 計 (B)	3,202,441	3,054,419	3,488,617	
基準財政需要額算入額 (C)		7,302,162	7,310,859	7,472,421	
標準財政規模 (D)		44,824,151	45,381,567	46,195,968	
実質公債費比率 (%) ((A) + (B) - (C)) / ((D) - (C))		17.1	15.0	15.3	15.7

※分子となる (A) 及び (B) の額は、特定財源を控除した後の額を記載している。

4. 将来負担比率

将来負担比率の状況は、次表のとおりです。

比率は、106.5%となっており、早期健全化基準 350.0%の基準内となっています。

将来負担比率の状況

(単位：千円、%)

将来負担額			充当可能財源等		(A) - (B)
項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	(C) - (D)
地方債の現在高	84,344,435	58.7	充当可能基金	16,878,454	
債務負担行為に基づく支出予定額	6,737,210	4.7	充当可能特定収入	6,790,430	
公営企業債等繰入見込額	37,712,625	26.2	基準財政需要額算入見込額	78,785,713	
組合等負担等見込額	0	0.0			
退職手当負担見込額	14,156,801	9.9			
設立法人の負債額等見込額	782,270	0.5			
連結実質赤字額	0	0.0			
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0.0			
合 計 (A)	143,733,341	100.0	合 計 (B)	102,454,597	(ア) 41,278,744
標準財政規模 (C)	46,195,968		基準財政需要額算入公債費等の額 (D)	7,472,421	(イ) 38,723,547
将来負担比率 (%) (ア) / (イ)					106.5

第4. 公営企業の平成21年度決算に係る経営健全化比率

公営企業の平成21年度決算に係る経営健全化比率は次のようになっています。全公営企業において資金不足は生じていないため、それぞれの会計の資金不足比率は「—」（資金不足なし）となっています。

各公営企業の会計別資金不足比率

(単位：千円、%)

特別会計の名称	実質収支額・ 資金剰余（不足） 額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	1,612,892	2,927,610	—	20.0
工業用水道事業会計	79,906	20,422	—	
船舶交通特別会計	0	111,791	—	
簡易水道事業特別会計	58	97,878	—	
地方卸売市場特別会計	4,862	43,675	—	
鉱泉供給事業特別会計	6,829	15,979	—	
下水道事業特別会計	130	2,382,072	—	
小規模下水道特別会計	139	223,167	—	

第5. まとめ

平成21年度決算における健全化判断比率のうち実質公債費比率については、起債の繰上償還などにより前年度から0.6ポイント低下して15.7%となりました。また将来負担比率についても、起債の繰上償還や借入抑制、債務保証対象土地の縮減などにより前年度から16.4ポイント低下して106.5%となりました。このため、健全化法に基づくすべての健全化判断比率、経営健全化比率について、前年度に引き続き早期健全化基準、経営健全化基準を超えるものはなく、今治市の財政状況は健全な範囲内であるといえます。

しかしながら、今後想定している大型建設事業の財源を構成する起債の借入額の推移見込等を考慮すれば、現在基準内であるとはいえ、決して楽観視できる状況ではないため、将来の今治市に必要な行政課題に的確に対応しつつも、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。